

## 第421回南国市議会定例会会議録

第3日 令和3年6月16日 水曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

＊

### 欠席議員

16番 岡崎 純男

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 濱田 秀志	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 山崎 伸二
上下水道局長 橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

福祉事務所長	池本滋郎	教育長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 長	天羽庸泰	農業委員会 事務局長	弘田明平
事務局長	小松和英		

＊

#### 議会事務局職員出席者

事務局次長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

＊

#### 議事日程

令和3年6月16日 水曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。5番植田豊議員。

〔5番 植田 豊議員発言席〕

○5番（植田 豊） おはようございます。なんこく市政会、植田でございます。よろしくお願ひします。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。総括で質問させていただきます。

まず最初に、避難勧告は廃止、それから車中泊訓練、それからスポーツセンター津波避難施設への空中線設備の設置ということで、危機管理課長にお聞きします。

豪雨などの災害時に、市町村が住民に発令している避難の勧告、指示の2つが、今年5月20日から避難指示に一本化されました。従来は、切迫度別に2種類あり、違いが分かりにくい

という指摘がありました。今後はシンプルに避難を求めることとなります。避難指示は、県内各市町村が住民への周知を行いますと、5月20日高知新聞へ載っています。記事の中に、南国市危機管理課のコメントがあり、これまでは2段階で危機を伝えることができていたが、今後は避難指示の繰り返しになる。効果的な伝え方を検討中だと載っています。

また、今回の避難情報の変更について、国検討会のメンバーも務めた静岡大学の牛山教授は、情報を変更しただけではその効果は発揮されないとして、自宅や仕事先も含めて身の回りのどこでどのような災害が起こり得るか、ハザードマップなどで理解しておくことが全てのスタートラインで、私たち一人一人が理解し、行動を起こして初めて役に立つと指摘しています。その上で、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたことについては、いきなり避難指示が出て混乱する住民がいるかもしれないが、自治体は市民全員などではなく、災害の危険性がある地域に絞って発表することが必要だと言っておられます。また、住民側もレベル3の高齢者等避難は、高齢者のためだけの情報ではなく、一般の人の行動を見直す情報でもあるので、早めの備えに活用してほしいと話しています。

改正された大事な点は、避難指示が出たら、危険な場所にいる人は全員避難ということです。今まで以上に住民は、住宅周辺の災害リスクを事前に確認しておくことが重要だと考えます。住民への災害リスク、避難指示が増えるということは、日頃から避難ルート、避難先等を知って、住民への災害リスク、知っておくことの重要性がより不可欠と考えられます。住民の方への今後の周知方法等を教えてください。

新聞の記事に戻りますけど、効果的な伝え方とはどんな方法か、決まっていることや予定を教えてください。

2つ目、前回質問させていただいた車中泊についてです。

家族だけの少人数の対象になりますが、避難方法と避難先の確保ということ言えば、非常に重要になってくると思います。今後の訓練では、車中泊訓練を積極的に取り入れていくべきではないかと考えます。お考えをお答えください。

次に、スポーツセンター津波避難施設への空中線設備の設置について、質問というよりは提案になりますが、今議会の6月議案書の中に、スポーツセンター津波避難所施設のイメージ写真を見せていただきました。

そこで提案ですが、予定施設の周囲は360度見渡す限り建物のない開けたロケーションになっています。このロケーションは無線の基地局としては電波の飛びがよく、有利な条件になってきます。なので、常設の無線機本体の設置はともかく、空中線設備、アンテナのことですが、

空中線設備を当初から設置予定に入れられてはどうか。設置費用も後からとなると非常にかさむはずですので、例えば私の思いつくのは、行政無線、消防無線、気象衛星関係の空中線設備、アマチュア無線空中線設備等です。災害時はもちろんですが、防災訓練時でもアンテナの設置さえしておけば、無線機本体を持ち込み、サテライト局として安定した無線通信経路が確保されることになります。

次に、消防行政についてお聞きします。

救急車の不適切利用、3月28日、愛媛県八幡浜市、全国的に救急車の不適切利用が増えていることを踏まえ、本市（八幡浜市）でも搬送の必要のない搬送件数を減らすため、市のホームページ上に救急車の利用マニュアルなどの掲載と適正利用の周知を訴えたことが新聞に載っています。

お聞きします。本市南国市では、救急車の不適切利用の現状はどうなっていますか。また、不適切利用を少なくするために何か対策をしておられますか。

次に、教育行政についてお尋ねします。

教育現場において、高知県安全教育プログラムによる地域学校教育の特色を生かし、防災学習の生きる力を育む防災教育、高知県学校安全総合支援事業（災害安全）という支援事業があります。高知県における防災教育の目的は、最強クラスの南海トラフ地震がいつどこで発生しても、子供たちを一人も死なせない、が目標となっています。そのために学校での防災教育の充実を図る、知識を備え正しく判断する力、自分の力を守り切る力、地域社会に貢献する心を育成するとなっています。また、地域や防災関係機関との連携体制の強化充実を図るための取組を企画し、実施することで、自助、共助、公助の意識を高めていく、が大きな目標となっています。

質問です。南国市内では、この支援事業を利用した年度と学校名を教えてください。

次に、スマートフォン教室の実施について。

5月25日高知新聞に、村民へのスマートフォン普及率100%を目指す高岡郡日高村・迅速な防災情報の発信や健康づくりを促進し、地域の共助力向上や医療・介護費の抑制も期待する。一方で、月額料金など負担を村民に強いることにもなり、高齢者らの抵抗感を払拭できるかが鍵になる、と載っています。

内容の要点を紹介します。

急速に進む行政のデジタル化。役場は公正平等にサービスを提供しないといけないが、デジタル化が進めばスマホを持っていない人は取り残されてしまう、担当者のコメントです。スマ

ホ普及率が上がれば、新たな形でのきめ細かな住民サービスが可能、担当者。最初は県外にいる孫とのビデオ通話など、楽しみながら扱うところから始め、ハードルを下げたい、戸梶村長。村内の飲食店などを村民同士の教え合いの場として、日常の中にスマホを溶け込ませたいと考えた、戸梶村長、担当者。防災などで課題となる、地域の共助力。住民たちでできることを増やしてもらうためにも、誰もがスマホを使える環境は重要です。有用性の分かりやすく丁寧な説明が今後求められる、担当者と載っています。

質問です。南国市の高齢者向けスマホ教室の実績、状況を教えてください。また、高齢者向けのスマホ教室を実施される予定がありますか。今後の行政業務にスマホ機能をどのように生かそうと考えておられますか、予定はありますか。

以上、1問目とさせていただきます。お願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） おはようございます。防災行政についてお答えいたします。

初めに、避難情報の効果的な伝え方につきましてお答えをいたします。

本年度に災害対策基本法が改正されたことにより、避難情報の避難勧告と避難指示が一本化され、避難勧告を発令していたタイミングで避難指示を発令することになりました。これまで避難勧告は避難を始めるタイミングとして、避難指示は重ねて避難を促す情報として発令してまいりましたが、避難指示が発令されるまで避難をしない事例が数多く見受けられたことにより、法改正されたものでございます。

本市では、今回の改正につきまして「広報なんこく」6月号でお知らせしたところでございますが、さらなる効果的な伝え方の一つとして、防災行政無線のメール配信機能を活用した対策に取り組みたいと考えております。音声放送だけでは伝えきれない避難情報を文字発信することにより、迅速な避難につながるよう努めてまいります。また、住民の皆様への周知方法につきましては、引き続き広報等による啓発に努め、コロナウイルス感染症に留意しながら、各種ハザードマップを活用して、各地域への防災学習会をはじめとする各種会合において周知を図ってまいります。

続きまして、車中泊訓練についてお答えいたします。

昨年12月に、香南市において予定されていましたが、車中泊訓練を見学する予定でございましたが、コロナウイルス感染症拡大のため訓練が中止となりました。本年度は、今後の感染状況を考慮した上で、本市における車中泊訓練を実施したいと考えております。

続きまして、スポーツセンター津波避難施設への空中線設備の設置についてお答えいたします。

スポーツセンター津波避難タワーは、今議会において建設費の予算案の御審議をお願いをしておりますが、その中には空中線設備の項目は含んでおりません。タワーの建設後には、防災行政無線の屋外子局の整備や津波避難タワー安否確認システム、つながりタワーの増設を予定しておりますので、それらに併せて整備を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） おはようございます。植田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

救急車の不適切利用の状況につきましては、119番通報時には傷病程度の判断がつかないため、全ての救急要請に対しまして迅速に出場をしております。一般的な不適切利用ということで、タクシー代わりでありますとか、救急車のほうが早く受診してもらえるとありますが、南国市においては、あまりそういうことはないのではないかと考えております。

しかしながら、昨年の救急搬送人員の2,359人のうち、入院の必要のない軽症の方が1,079人となっており、搬送人員の約45%を占めております。そういった方の中には、救急車以外のほかの手段で病院に行ける方もいたのではないかと考えております。

救急車を適切に利用していただく取組としましては、市内の病院、小中学校や市内の不特定多数の市民の方が集まる施設等へ救急車の適正利用PRポスターを提示することや、救急救命の講習時等に、救急車の正しい呼び方、利用について御理解いただくよう、啓発活動を行っております。また、9月9日の救急の日を含む救急週間中には、市役所のデジタルサイネージへの掲載や「広報なんこく」、ホームページ等へも掲載をし、多くの市民に救急車の適正利用について御理解と御協力をお願いをいたしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 南国市教育行政の推進の柱でもございます「六育」の中の防育として位置づけております防災教育の推進につきましては、より質の高い実践研究を目指しまして、先ほど植田議員から御紹介いただきました高知県安全教育プログラムの中の高知県学校安全総合支援事業、高知県実践的防災教育推進事業の指定を活用してまいりました。

南国市の指定状況について御報告を申し上げますと、本事業は2年間の指定となっております。

す。平成24年、5年度、大湊小学校。平成25、26年度は三和小学校。平成26、27年度は稲生小学校。平成27、28年度は奈路小学校。平成28、29年度は白木谷小学校。平成29、30年度は久礼田小学校。平成30、令和元年度は後免野田小学校。そして令和2、3年度が十市小学校となっております。当初は2校を重ねて指定をした年度もございましたが、現在では1校が2年間の指定を終えましたら、次の学校を新たに2年間指定を行うという方法で取組を進めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

〔竹村亜希子情報政策課長登壇〕

○情報政策課長（竹村亜希子） おはようございます。植田議員の御質問にお答えいたします。

南国市が実施しました高齢者向けのスマートフォン教室につきまして実績はございませんが、岡豊地区公民館におきまして、地域住民を対象に実施される予定があると伺っております。

スマホ教室の実施につきましては、市への申請手続や予約受付が市窓口だけでなく、オンラインでも利用可能となるよう今後検討してまいりますので、利用を開始する際には年齢を問わず、該当となる利用者を対象とした説明会の開催や、地域においてデジタル支援者となっただけの方の育成についても同時に検討する必要があると考えております。

今後の行政業務にスマホ機能をどのように生かそうと考えているか、その予定はという御質問につきましては、スマートフォンを指定して予定していることはございませんが、現在ではパソコンよりも使用率が高いものとなっており、いつでもどこでも利用可能という点から、広く活用されるものであると認識をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれ御丁寧に御回答いただきましてありがとうございます。

まず、避難勧告は廃止ということで御答弁いただきました。その中で防災行政無線メール配信機能を活用した対策に取り組みたいと考えていますとお答えいただきました。音声放送だけでは伝え切れない避難情報を文字発信するということですので、受け取り側にとっては大変ありがたいです。特に行政無線放送が聞こえん、何言うのか分からん、時々聞く話です。運用が開始され、実際利用するためにはどういったことが条件にありますか。例えば事前登録が必要でしょうか。また、利用するときには通信費用、料金等が発生するのでしょうか。質問させていただきます。

次に、教育行政のお答えをいただきました。ありがとうございます。

質問させていただきます。この取組は、他の小中学校や地域の方にも広く知っていただく必

要があると考えます。拠点校の取組は、各学校や地域等と連絡しながら共有する必要があります。どのような方法で防災教育を中心にする安全教育の質を高めていく推進体制を取っているのかお聞きします。

昨年と今年度は十市小学校のようですが、どのような実践をされ、どのような成果が初年度1年目で得られたか、お聞きします。

また今後、実施されていない小中学校への推進はどのようにされる予定でしょうか、お聞きします。2問目とさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 防災行政無線のメール配信機能の利用には、事前の登録をお願いすることになります。登録に関する料金は発生をいたしません。通信料金につきましては、各契約状況によってかかる場合もあると思われ。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の拠点校の役割でございますが、拠点校はこの事業を通しまして児童生徒に実践的な力を身につけるための授業や避難訓練に取り組み、指定終了後も継続的・発展的に研究を継続していただくことにしております。

また、指定を受けることによりまして、これまで以上に自主防災組織等地域との連携を強固にさせていただくとともに、市内の研究推進校、拠点校として市内全小中学校に情報発信を行い、実践研究を広げていく役割を担っていただいております。

令和2年度の十市小学校の取組を御報告申し上げますと、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、年度当初計画をしておりました取組を大きく変更せざるを得ない1年となりました。計画の中には、令和2年度は十市小学校の児童代表が岩沼市を訪問し、様々な学びや体験を持ち帰り、十市小学校の取組に生かされる予定ではございましたが、残念ながら訪問は中止となりました。

そのようなコロナ禍の状況でございましたが、十市地区防災教育実践委員会の開催をはじめ、避難訓練も年間10回も実施をしていただきました。12月2日には、十市小学校の実践を発表する防災教育研究発表会の開催を、そして12月6日の日曜参観日には全学級が防災教育授業を保護者・地域に公開するなど、コロナ禍におきましても可能な限りの実践に取り組んでいただきました。中でも、4年生56人が作成しました校区内の防災マップが地域の看板になり、除幕式では児童が作成した防災音頭も披露と報道等でも御紹介をしていただきましたが、こうした学校を中心とした関係機関や地域との連携、協力を得まして、児童が主体となって防災学習を地

域に発信することによって、地域全体の防災意識の向上はもとより、児童が地域貢献への喜びや達成感も味わってほしいというふうに願っております。指定2年目の本年度も十市小学校はさらに取組を進めていただいております、その成果を大変楽しみにしているところでもございます。

3点目の御質問の教育委員会としましての今後の取組の計画ですが、今後も県教育委員会に本事業の指定の継続をお願いするとともに、最終的には市内17小中学校全ての学校が防災教育の実践校となるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。目前の令和4、5年度の指定につきましては、中学校への指定を考えておまして、現在検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれ2問目も回答いただきましてありがとうございます。

防災行政関係についてです。避難勧告・指示の一本化は、送り手も受け手も当初は戸惑うと思いますので、効果的に周知をしていただけるようお願いいたします。車中泊訓練は、自動車メーカーも協力してくれるはずですので、またそういったことも考えてぜひ車中泊訓練も取り入れていただきたいと思います。空中線設備について、想定される範囲でぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、消防行政についてです。南国市においては、不適切な利用はあまりないようですが、全国的には不適切利用が増えている傾向にあるようです。啓発活動もしながら、本来の業務に支障の出ないよう願っています。

次に、教育行政について御答弁ありがとうございます。最初から完璧な避難計画はつくれません。この高知県安全教育プログラムをきっかけに子供たちや先生方はもちろん、地域の皆さんも住んでいる地域の状況に応じて避難所として理想の活用方法を考えるはずで、そのためにも教育関係者や危機管理課等、行政のアドバイスも重要になってきます。子供たちが日中の多くの時間を過ごし、災害時には地域の防災拠点になる学校の安全対策を強化しなければなりません。よろしく申し上げます。

スマホ教室の実施についてです。高齢者の方がスマホを持ったはええけど、なかなか使いこなせてないという話はよく聞く話ですので、ぜひ行政としても教室等できるのであれば、何とかお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わりたいと思いますが、すいません、消防行政2番の質問を忘れていましたので、次回にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。

市職員の皆様におかれましては、土日返上でコロナワクチン接種業務への出向、本当に御苦労さまです。最初は、なかなか電話がつながらず、不安に駆られた声が届けられていましたが、今は係の方が大変親切に対応してくれ、救急車まで待機してくれていて、安心して接種できたという声に変わりました。電話回線も倍にしたということです。接種を希望する市民に一日も早く行き渡るように、今後もよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、第421回定例会の質問をさせていただきます。御答弁をよろしく願います。

1 問目は、戦争遺跡の保存についてです。

最初に、4号掩体のボランティアによる清掃について質問します。

第2次世界大戦時、土佐の撃墜王と言われた赤松貞明の記念館準備会が周知をしてボランティアを募り、5月16日、30日に4号掩体の清掃を計画し、市も共催となっています。その清掃状況についてお聞きします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 村田議員がおっしゃいましたように赤松貞明記念館準備会という団体のほうからの呼びかけに応じるというか、共催という形で開催となっております。地元の前浜地区の方にもお呼びかけして清掃を行っております。協賛のほうで民間の会社のほうにも御協力いただくことなど、今まで行政のほうで取り組めなかったことをやっていただいたということで、非常に感謝をしておる次第でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） すみません、その清掃状況は16日、30日に行われたのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 16日のほうしか存じておりませんが、ごみの搬出、草刈りを行っております。従事した職員の中には、この後ワクチン接種会場に駆けつけた者もおります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 分かりました。何名ぐらいが参加をされたのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） すいません、手元に従事して下さった方の数を控えておりませんが、当課の職員が4名から5名、あと地元の公民館にも呼びかけておりましたので、そこから数十名、10名から20名ぐらいは出てくれたのではなかろうかと承知しております。申し訳ございません。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 私がお聞きしたところでは、30日はコロナのため中止になり、1回目の16日のその午前中で約20名ぐらいが参加をされて、けれどごみがたくさん、いろんな種類のものがあって、その分別にすごく時間がかかると。プラとか金属とか、それと可燃ごみとか、そういうふうに分別するのにとても時間がかかったので、あまりはかどらなかつたという話を聞きました。

市の史跡前浜掩体群7基には、県内外より多くの見学者が訪れ、ユーチューブなどネット上にも多数アップされています。市の指定遺跡ですので、清掃予算を計上して、7基の掩体の状況に応じて随時清掃を行い、見学者が安全によりよい環境で十分に見学できるよう、本来であれば市の主催で行うべきと考えます。今回のボランティアによる清掃呼びかけも、貴重な戦争遺跡で市の史跡であるにもかかわらず、ごみ放置の現状を見かねて発信されたものです。市内子供たちをはじめ見学者の感想にいつも見られる、ごみが多くて汚い、ごみ捨て場のようになっているという状況を一日も早くなくし、市の遺跡として大切に保存していると示すことが大事と思うのですが、この後、その清掃は市が主催で続けられるようになるのでしょうか、お聞きをします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 清掃を戦争遺跡を学んでいただく機会として捉えるのであれば、このような機会を行政主催でやっていくことも重要であると考えます。その他方で、清掃ということに主眼を置くことであれば、例えば今市内の公立公民館の植え込みの刈り込みとか、シルバー人材センターに委託してございますので、その範囲をこの遺跡にまで拡大してやっていただく、この両方のアプローチがあろうかと思っておりますので、ただ、シルバーさんにやっていただく分につきましては、これから積算をお願いしてまいります。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひちゃんと予算の要求をして、年間何とかその7基の掩体の状況に応じて草刈りなどもシルバーの方々でもお願いをしてやっていただくように、ぜひ計画をして進めていただきたいと思います。お願いします。

次に、大湊小学校の取組について質問します。

当校では、エンコウ祭り、掩体壕、出港祭、紀貫之大湊出港です、を地域の伝統文化として、5年生の総合的な学習の年間計画に位置づけ、家庭や地域での情報収集、ゲストティーチャーを招いて学習し、自分たちの考えをまとめます。それを6年生へとつなぎ、自分たちが望む未来の大湊について考えようというテーマで完成を目指します。特に、学校のすぐ北にある7号掩体をはじめ、前浜掩体群7基を身近にいつも見ながら育っている子供たちは、掩体が造られた時代背景を学び、各掩体の観察を行い、地域の戦争体験者の話を聞き取ることで戦争というものを深く学びます。その悲惨さ、苦しさを伝えるために、この掩体を残し、下級生に平和を守ることの大切さを伝えなければならないと、今年3月に土佐史談会が発行した「掩体の歴史を伝えます」という冊子に載せました。昨年10月には、高知大学農林海洋科学部の地下に残る旧高知海軍航空隊通信所跡も視察し、オーテピアで学習成果展示公開を行い、多くの方々からの声援を受けました。子供たちが掩体を残さなければならないと懸命に行動しています。大人は、市は保存に向けてもっと行動すべきではないでしょうか。どう思いますか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 村田議員がおっしゃいました大湊小学校が土佐史談会の協力を得て作成しました冊子「掩体の歴史を伝えます」、私も拝見いたしました。指定の文化財になっておる海軍の通信所跡、掩体、ほかにもトーチカですとか、近隣にあります戦争遺跡、それから三島村尋常小学校跡とか、この時代の背景にあるものをそれぞれ御紹介してくださっているすばらしい冊子でございます。

また、冒頭議員がおっしゃいましたように出港祭ですとか、あと8月に掩体コンサートというものがあまして、その中で児童の発表、午前中はそれぞれフィールドワークで学習もしておるということでございまして、地元の欠かせない教材、平和学習の教材となっておるものがございますので、指定文化財以外、先ほど申しましたトーチカ等も含めた戦争遺跡の保存には力を砕いていかなければならないと考えてございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひ子供たちに恥ずかしくないように大人は頑張ってください。

次に、行政の取組について質問します。

香長ゼミナールの窪田充治先生を事務局長とする掩体壕を文化財に推進する会が1997年から2006年まで要請し続け、10年近くかかって7基の掩体は前浜掩体群として市の文化財に指定されました。市教育委員会は、平和教育の教材として保存、活用すると発表しました。会の名称

も掩体壕を文化財として守り育てる会と改め、現在に至っています。

2007年から毎年、掩体コンサートを開き、市教育委員会にも後援してもらっていましたが、昨年と今年はコロナ禍のため中止となっています。見学に来られる方々に前浜掩体群の歴史と保存の意義を掩体ガイドとして語り伝えてくださった窪田充治先生と中村雄輔さんは亡くなられ、今は藤田眞事先生がガイドをされていますが、ずっと語り伝えていくためには後継者の育成を考えなければなりません。藤田先生ももう90になられます。市主導で掩体ガイド養成講座を開催し、人材育成を行っていただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど議員おっしゃいましたのは、恐らく藤本眞事先生のことだと思います。多くはその方に頼ってございまして、県外からの引き合いがあったときもその方を御紹介する。ただ一昨年でしたか、炎天下でちょっと具合を悪くされたという報告を受けております。

一方、当課の文化財係の職員でこのようなガイドができる者は1名だけで、埋蔵文化財の発掘が今大変忙しい時期でございまして、要請があれば、その発掘調査の合間を縫ってやっておると。ただこれ一人力で属人的な対応となっておりますということでございまして、行政、民間を問わず、こういった紹介できる方を複数人構えておくということは大切であると承知をしております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 県下でも市にしかない遺跡です。そして、7基全てを掩体群として指定しているところは本当に全国にもありません。そういうことで多くの方が単独で見に来られたり、それから各種団体でガイドをお願いして見学に来られています。ぜひ、現在文化財の係の方に1人だけできる方がおいでということですので、その方を、また藤田先生を講師にして、もっと多くの方を育成して行っていただきたい。そのためにそういう場を設けて時間設定、場所設定、そういうことで本当に現実に続いていくように生涯学習課にはお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2009年に高知高専が市教育委員会から委託され、掩体保存に関する調査研究を行い、レポートを作成しています。壁面の滑らかな場所と表面が朽ちて粗い場所を含む面やひび割れを含む面では強度に2倍以上差が出ている。海岸に近い環境下であり、コンクリート内部の鉄筋は塩害を受けている可能性が非常に高く、高強度の表れている部分も安全であるとは言えない。南国市の史跡として広く一般的に公開するならば、少なくとも耐震診断や修繕工事を行う必要が

あると考えられる。耐震強度診断により構造物の危険度の判定をする。補強が必要となれば、原形を保存しつつ、耐震補強の方法、保存方法の検討が必要となる、と科学的知見が述べられていますが、実行されていますか。もう12年たっています。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） その委託によりまして記録保存と、あとそういった保存の手引きとか指南とかを受けた後、具体的な行動には至っておりません。公園化につきましても、7つのうちの1つにとどまっております。用地取得とかいろいろ問題はございますが、保存のほうは壊してしまっただけでは当然遅いので、保存の耐震診断、それからそれにつながる保存ですね。ただ、遺跡としての価値を損なわない方法が求められますので、おうちを耐震して直すというよりは高価なものになりますので、1つずつ進めていかねばならないということで考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） その高知高専の先生方に、保存のため先生方は補強が必要となれば、原形を保存しつつ耐震補強の方法、保存方法の検討が必要になると言われていますので、やはりそういう専門的な科学的な分野から相談をされて、この調査をしてからもう12年が経過しています。本当にこのときにそういう状況だったとしたら、ずっと12年間、風雨にさらされてきてますので、もっと劣化をしてくれていると思います。

掩体はユーチューブで前浜掩体群で入れてもらったたくさん映像と、それから説明とか出てきます。それくらい多くの方が来て、それからユーチューブでずっと延々とその7基を観察、記録してみんなにやはり見てもらおうとしておりますので、市としても事故のないように、もう一度その高専の先生方をお願いをして状況をチェックしてもらおう。また、前浜掩体群保存整備検討委員会に結局相談をされて、そういう場をまた持って、本当に動いてほしい。せっかくの遺跡が見に来てくださってもごみだらけだし、それからちょっと安全性にも問題があって、けがでもされたら大変です。ぜひ、けがが嫌やったら入るのではなくて、市の史跡だからちゃんとしているかなと思って見に来られると思いますので、ぜひそのところは市の顔というか、やはりそういうのが興味のある方は全国を回ってそれを見てそういう映像にアップしてますので、ぜひその視聴に耐えるような南国市の取組をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） 何ですか、質問ですか。よろしく願いしますで終わったけど。

○15番（村田敦子） よろしく願いします。

○議長（土居恒夫） それでいいですか。

○15番（村田敦子） はい。結局そこへ相談していただいて、それからシルバーの方をお願いをしていただいてっていうことですので、お願いをします。

2問目は、祈年神社北側の危険な場所について質問します。

祈年神社周辺は木々が茂っていることもあり、40年ほど前に痴漢が出るということで中学校の保護者会でパトロールをしていたこともありましたが、それから現在に至るまでに何度かそういう話を聞いています。5月の連休明けからは、子供たちの登下校の時間に、道路に止めた車の前後に工事用のコーンを置いて、道路工事のガードマン風に装った男性が出没するため、祈年地区では心配の声が上がってきて、警察に電話をし、土日、祝日以外の通学時間帯のパトロールを要請しました。

祈年神社北側は、その所有者の方が納骨堂を設置し、石庭園にして中型のバスを置き、中で生活をしていたときは、木の剪定もしてきれいにしていましたが、10年前ぐらいにその方が亡くなられてからは、近所の方が伸びたら切ってくれていたのですが、その方も高齢となり、できなくなりました。伸び放題に伸び、見通しが悪く、子供たちも気味悪がり、保護者も心配しています。

市の所有になっちゅうろうと言われ、建設課長に確認したら、亡くなった方の名義であることが分かりました。その方の事情を知っている方に聞くと、相続人はみんな相続放棄をしているが、その人の名義で供託金があり、固定資産税はそこから入るので、国のものにもなっていないのだらうということです。草木に覆われたバスは、入り口のドアが開いたままです。大きな石がたくさんあり、祈年はマムシの多いところですので、その心配もあります。危険を取り去るための手だてはないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） すみません。事前に質問書をいただいておりますので、内容については精査できておりません。後ほどお伺いして回答したいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ぜひよろしく申し上げます。総務課長のところを訪ねたんですが、ちょうど席を外しておられて、お話ができませんでした。また後からよろしく申し上げます。

3問目は、市内小中学校の女子トイレに生理用品の設置はできないか、それを質問します。生理の貧困については、昨日、神崎議員が質問されましたので、重複するところもあると思い

ますが、御答弁をよろしく願いいたします。

人は、男性と女性の両性によって種の保存を図るようになっていきます。女性に毎月、40年近くも生理があるのもそのためなので、女性だけの問題ではありません。男性にも大切と考えてほしいと思います。多世代家族だった昔は、初潮を迎えるとお赤飯を炊いて祝ってもらい、手当てに必要なものも用意してくれました。

今、核家族化の中で、児童虐待が多く通報されています。コロナ禍が続く中で、ストレスのはけ口にされるのは弱者です。規制がかかり、仕事ができず、経済的に苦しいことも暴力の要因となります。初潮を告げると、ませている、色気づいてなどと言われた女の子は、何でなったんだろうとつらい気持ちになります。とても大切に大事にされるべきことなのに、学校で支えてほしいと思います。

保健室には用意がされていて貸与しているということですが、保健室に行けない子供もいます。用意してもらえない子供は、交換を我慢したり、トイレットペーパーで代用するなどの事例も報告されています。デリケートなことなので、ふだん以上に清潔にすることが必要なのに、できないのです。小学4年生以上が使う女性トイレに、トイレットペーパーがあるようにナプキンも置いてはもらえないでしょうか。

**○議長（土居恒夫）** 教育次長。

**○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸）** 村田議員からの御質問がありましたトイレに生理用品を置くことにつきまして、私も事前に、少し昨日、神崎議員にも御報告させていただきましたが、市内小中学校にアンケートを実施いたしました。少し御紹介をさせていただきます。

備付けで置いた場合、コロナウイルス感染症が心配される中、不特定多数の児童が触る可能性があることや、持ち帰る可能性やいたずらが起きる可能性もあります、といった衛生上の問題や管理上の面での御心配の意見が多数ありました。また、少数ではございますが、小学校では初潮指導を行った際、困ったときは保健室に来てくださいと指導しているので、トイレに置く必要はないのではないかと。また、子供たちは基本的に生理用品は家庭から持ってきているので、トイレに備え付けた場合、家庭から持ってこずに、備付けのものを使用するので、すぐに備付けのものがなくなり、購入するための予算が必要ではないかと。また、児童生徒一人一人の成長に差があるため、備付けの場合、成長や個人差に応じた対応が難しいことも考えられます。また、教育的に成長に合わせた自己管理をする力も育てなければならないので、備付けよりは、これまでどおり保健室対応でよいのではないかとという御意見。さらには、備付けで助かる児童生徒もいるだろうし、緊急時や自分から言い出せない、先ほど議員もお話がありまし

た緊急時や言い出せない児童生徒にとっては助かるのではないかというような、様々な御意見をいただきました。

昨日、神崎議員にも御答弁しましたが、教育委員会として直ちに生理用品を設置するというまだ判断には至ってはございませんが、全国的にもトイレに設置する学校も増えてきておりますので、学校とも協議しながら調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 今確かにコロナウイルスで大勢の人が触れば、それはちょっと感染が心配っていうことはあるかもしれませんが、一緒にクラスの中で生活していますし、それからそのただぱっと置くのではなくて、こういう筒状の底から1個ずつ引き出せるような形状の、そういう形にすれば大丈夫ではないかと思いますが。それから、持ち帰るからっていうことは、それは子供に学習をさせること、結局ちゃんとおうちから持ってこられてする人、必要にない人は取らない。本当に必要な人のために、自分は構わない人は取らないということ、やはりそういうルール、そういうのをきちんと指導していけば、構わないと思います。

それに、結局、種の保存のために両性があるんですが、男性にはそういうことがないがですよ。女性は毎月毎月、生理用品にお金を使わなければいけません。だからこそ、男女同じ条件、同じように結局過ごしていける、そういうハンディを女性に与えない、そういう社会をこれからの子供たちには目指してほしいので、女性のトイレにはナプキンがトイレットペーパーと同じようにあるっていうのが当たり前の社会になってほしいと思いますので、その点もよろしく願います。

そして、今月の初めに新日本婦人の会県本部が県教育委員会保健体育課、県知事部局人権・男女共同参画課と懇談をし、トイレ個室への設置を提起すると、人権・男女共同参画課からは、児童生徒用の生理用品の購入費に使える国の交付金制度ができていることから、県として交付を受け、市町村や学校に活用してもらえる予算措置を6月議会に向けて準備しているという発言がありました。県の動向を見ながら、危機管理課にも協力をしていただいて、生理用品設置の実現をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4問目は、後期高齢者の医療費2倍化について質問をします。

75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げるという案が出され、衆議院、参議院で可決がされました。実施時期が2022年の、月はまだはっきり分かってないですが、2022年度から始められるということです。年収が単身で200万円以上、複数世帯で320万

円以上の約370万人が対象となり、当初は来年の10月が実施予定だったんですが、今ちょっとそれ分からなくなっている、選挙があるのでそのためにちょっとはつきり実施時期を言ってないようです。その条件で南国市で2割負担の対象者になる方はどのくらいおいででしょうか。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担割合は、現役並み所得の方は3割、そのほかの方は1割となっております。令和4年度以降、人口の多い団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費の増加が見込まれることから、国は一定の収入がある75歳以上の後期高齢者の医療費の自己負担を1割から2割に引上げ、負担能力に応じた負担へと見直しを行うこととしております。

見直し後の影響見込みといたしましては、令和元年分の所得・収入を基にして試算した場合、本市で2割負担の対象となる方は、後期高齢者医療被保険者7,456人のうち1,234人となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） その1,234人の方、16.6%に当たる方が一気に医療費が2倍になるということで、やはり受診抑制、また治療の中断っていうことが起こり、重症化を招くことになると思います。対象となる方々、全国で約3割の方が、やはり2倍になったら受診を控えるとおっしゃっています。受診を控えることによって、やはり病院に行っても関節痛とか、そういうことを和らげて、何とか過ごしておいでの方が、それが受診を控えることによって今度は介護保険のほうに認定をしてもらわんといかんような状況になっていくのではないかと思います。

また、それから今すごくヤングケアラーのことが話題になっていて、子供が勉強どころじゃない、家族の世話をしなければいけない。それに対して厚生労働省と文部科学省は福祉サービスにつなぐ仕組みを、結局その子供たちがしている兄弟の世話とか、それからおじいちゃん、おばあちゃんの世話とか、中には親御さんの世話をされている人もおいでるかもしれません。家事労働、それから身体介護、両方しているわけで、その部分に対して両省は福祉サービスにつなぐということだと思んですが。結局今まで医療に1割負担で通っていた、その対象になる3割、2倍になる方がそういう状況に身体が衰えていき、やはりその介護、それから子供たちに世話をしてもらわんといかんヤングケアラーを増やす。片一方では、高齢者の医療費を2倍化して、後期高齢者の財源を増やすことにはなるかもしれませんが、結局そういうふうに介護保険に認定をせないかん、それからヤングケアラーに対して福祉サービスを提供しなければいけない、そう考えたときに、何か本末転倒のようなことになってくるのではないかと思います。

が、そういうことを頭のいい人たちばかりなのに、そういうことは考えていないのでしょうか。長寿支援課長はどのように思われますか。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） まず、先ほど言われましたように、2割負担となった場合の影響のことを考えますと、まず今現在1か月の医療費の窓口負担が自己負担限度額を超えたときは、申請により限度額を超えた額の払戻しが受けられる高額療養費制度がございます。自己負担割合の見直しの後の負担限度額につきましては、まだ示されておりませんが、制度改正に当たりまして急激な負担増を抑制するとして、負担引上げ後3年間は世帯の所得の状況等に応じて2割負担になるまでの外来受診の負担増加率については、最大でも月3,000円に収まるよう、激変緩和の措置を講じるということが示されております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） その3年間の配慮措置でも1人当たり平均3万4,000円の負担増になるところが2万6,000円になるだけという試算が出ています。結局その2万6,000円の負担が75歳以上の後期高齢者の方にかかってくるわけです。やはり受診抑制でほかのところの支援を受けることになっていくのではないかと思われます。

そして、盛んに厚労省が言ってる現役世代の負担を減らす、そういうことを言っていますが、現実に今言った高齢者の負担が3万4,000円、その3年間の措置でも2万6,000円、年。でもその現役世代の負担の減少は1人当たり月約30円です。年間350円。そういう高齢者の親を抱えている方は、そのかかっている医療費、その現役世代の方が負担をしている場合も多くあると思います。年がいけば、本当に体が悪くなってきますので、糖尿病になってずっと一日置きに全身の血のあれを、言葉を忘れてしまいましてすみません。それがそういうことも多くの方が通われることになっていきます。そして、そういう人こそ、その受診控えをすると、本当にそういう1日置きに点滴をして体中の血液、機械できれいにしていく、そういう状況に陥ったら、すごく余計医療費の負担が大きいと思います。

今も言いましたように、高齢でそういうふうに既にずっと病院にたくさんお金が要っている人は、それが一気に2倍になると本当に年間大きな額になってきます。そうなれば、もう年金だけでは賄えなくて、現役世代の子供さんやお孫さん、そういう方に負担をかけてしまう状況になると思います。誰も一番得をするのは、要は国で、国の窓口負担は年980億円減るそうです。そして、盛んに言っている現役世代の負担が1人当たり月30円しか減らないわけです。そのことを考えたときに、医療費が一気に2倍になったとき、その現役世代の方の負担は一気に

2倍に膨らんでいきます。そういうことを全ていろんなそんなヤングケアラーの問題から考えたときに、これは決して現役世代のためにもならない、まして高齢者には絶対ならない。国が公費の投入を減らすだけのためにつくっている政策です。この行為は結局健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法25条に反する行い、そういうことを今、もう参議院でも衆議院でも可決されました、行政的に。そういう政府を私たちは支持はしておりませんが、そういう今政府でコロナも本当に収束しないのにオリンピックをしようとしています、これはちょっと質問とは違いますので。そういうことです。

長寿支援課長は、いつも高齢者に健康でいてほしいということで、後期高齢者保険料を滞納している方に資格証明書も出しておりません。そこでは受診抑制を招かないようにしているのに、そういう少しお金がある方にそういう負担を強いて、ほかのところにも負の波及効果のあるようなことを進めていくことは、しかし国の政策ですので、国民皆保険となっている、その保険から外れることはできませんので、それを受け入れるしかないのかもしれませんが、それならそれで市としてそういう方々の支援ができるような後期高齢者医療保険に関する、そういうことも考えていていただきたい。そして、高齢者の方に、言うたら支援、支援を知らせて、やはり十分な医療が受けれるような形を保っていていただきたいと思います。そのことをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 2番丁野美香議員。

〔2番 丁野美香議員発言席〕

○2番（丁野美香） おはようございます。議席2番、なんこく市政会の丁野美香です。通告に従いまして、順に質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず最初に、理美容利用促進事業についてです。

新型コロナウイルス感染関連研究経済対策事業費として、理美容利用促進事業の案が上がっていますが、その内容としては今回、新型コロナウイルス感染の影響により利用者や利用回数が減少している市内理美容事業者に対して、利用するごとにポイントカードを配布して、来店舗で使用可能なクーポン券や特産品が当たるというキャンペーン事業に対しての補助を行うというようなことですが。4月に高知市のほうで実施されたGo To 理美容クーポンでは、販売されたクーポン券は好評で、即日完売だったようです。しかし、あまりにも好評で、中には買えなかった方が多数いて残念だったという声も聞こえてきました。店舗側としたら、そのクーポン券でお客様が増えたというお店もあるみたいですが、そんなにいつもとは変わらないというところもあって、各店舗に差ができてしまったようです。

今回の南国市がやろうとしているポイントカードを使用するという案にしても、現在各店舗でのポイントカードというものは使用しているところがほとんどだと思います。ですから、従来のポイントカードと今回のポイントカードを併用してだと、お店の方たちも大変なのではないでしょうか。お店に来る回数を増やすには、もっと別の取組のほうがいいのではないですか。何かほかの案は考えているのでしょうか。考えられておられましたらお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 理美容所利用促進事業についてですが、これまでその内容につきまして、高知県理容生活衛生同業組合南国支部、高知県美容生活衛生同業組合南国支部の方と協議を行ってきました。高知市の実施したようなG o T o 理美容のような商品券形式やポイントカード制で何回かの利用により応募できる方法など、幾つかの案を検討しましたが、お客さんの理美容店の利用増への効果的な動機づけとなるか、参加する理美容事業者にとって大きな負担を負うことなく参加しやすい事業であるか、また実施主体である同業組合での運営が円滑に行えるかといったことから、現在理美容店への1来店で抽せんへの応募券を1枚お渡しし、応募をしていただくことで理美容店への積極的な利用を促していくという案となっております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 理美容利用促進事業というのは、店舗を利用してもらわないと意味がないことだと思います。もっと店舗のほうに補助を出して、来店者の回数が増えるような仕組みづくりはできませんか。

私から1つの提案として、1回来店すると、次回に使える500円券を出すや、南国の道の駅の風良里などでお食事券など、もっと利用しやすく、ポイントカード制などではなく、利用ごとにクーポン券や特産品が絶対当たるようなキャンペーンにしてみてもどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今回の制度の御説明の際に、来店1回にポイントカードを1枚配布するという御説明をさせていただいておりますが、これはいわゆるポイントカードということではなくて、抽せんへの応募券の配布ということで考えております。本事業に関して、その都度ポイントカードの管理を行う必要が出てきますと、丁野議員の言われましたとおり店舗側の手間が増えますので、応募券の配布という形で対応していくという案に現在なっております。

制度内容につきましては、今後同業組合の方と協議し、詳細について決定していくことにな

るかと思いますが、今丁野議員のほうから提案のありました内容につきましても含めて利用者の利用を促し、事業者の大きな負担にならず、また同業組合がスムーズに運営できる内容とできるよう、準備を進めたいと思います。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 同業組合がスムーズに運営できる内容というのは難しいことだと思われませんが、ぜひ進めて行ってほしいです。

そこで、三木副市長にお伺いしたいです。

理美容店を利用するお客様と店舗側の両方が満足できないと、今回の理美容利用促進事業ということは成り立たないはずですが、ぜひ素早い対応を期待しておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 三木副市長。

○副市長（三木敏生） 本事業は、コロナ禍の中、お客様の来店控え等の影響を受けております市内の理美容店の事業継続の支援、これを目的として実施するものでございます。事業実施期間中のお店の利用をこれまで以上に促進させるためには、お客様にいかに魅力ある来店の動機づけを行うこと、これが重要となってまいります。

先ほど丁野議員からいただきました御提案も参考にさせていただいて、今後事業実施主体となります理容・美容の同業組合南国支部と早急に制度の詳細を詰めていきたい、そのように考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 理美容店を守り、利用しているお客さんを満足させるという、両方が納得できる体制はなかなか難しいと思いますが、ぜひ今後の対応をよろしく願いいたします。先ほどの長野課長の御答弁にもあったような抽せんに応募する券をもらえるということだけでは、来店者を増やすようになるには難しいと思いますので、いろいろ提案を考えて、今後ぜひ、せつかくの予算を無駄な使い方にならないように、利用者が増えるように準備していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、福祉避難所について質問いたします。

大規模な災害が起きたときに、一般の避難所で過ごすことが困難な高齢者の方や障害者、妊産婦の方たちのための居場所で避難する場所になっている福祉避難所に、一般の住民の方たちが押しかけてしまい混乱しないように、高齢者や障害者、妊産婦の受入先の対象を各市町村が決めて、事前に住民の方たちに知らせる制度を今回政府が新たに設けましたが、そういった福

祉避難所を南国市では用意されていますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 南国市では、災害発生後、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に、特別な配慮がされた施設を福祉避難所として位置づけております。福祉避難所の指定基準といたしましては、災害対策基本法施行令におきまして、要配慮者の円滑な利用の確保や相談または助言等の支援を受けることができること、滞在のために必要な居室が可能な限り確保されることなどが規定をされているところでございます。

現在、本市の指定福祉避難所は、まず、本市と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております社会福祉法人など、11事業者の14施設がございます。また、香美、香南、大豊町と共に、災害時における広域福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております4事業者6施設のうち、2施設が市内に、4施設が香美市内にございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 今回の政府が設けた新制度としては、受入先の対象となる福祉避難所をまず指定して、先に高齢者の方や障害者、妊産婦の方たちへ知らせ、本人とその家族のみが避難できるということを明確化したら、想定していない被災者が来るリスクが減り、コロナ禍での福祉避難所の開設もしやすくなるということなのですが、先ほどの御答弁の中にも福祉避難所の設置運営に近隣市町村と協定を結んでいると御返答されていましたが、南国市以外への避難所の利用方法などは進んでいますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 南国市内外への新たな福祉避難所の指定につきましては、既にほとんどの民間施設と協定済みでありますので、今後はホテル等の民間宿泊施設等を借り上げてまして福祉避難所として利用するなどの方法について、危機管理課など関係各課と協議を進めてまいり所存でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 現在の避難所での高齢者の方や障害者、妊産婦の方の対応としては、災害時にはまず一般の避難所に身を寄せた後に、保健師などが健康状態を見極めて、福祉避難所に移る人を判断する仕組みになっていると思われまいます。しかし、体育館などでの不自由な生活によって体調悪化になることが多く、そのことについて問題になっています。

政府は今回、手助けが必要な災害弱者の方たちの避難先を事前に決めておく個別計画の作成

も各市町村に努力義務で求めており、作成が進めば、福祉避難所への直接避難も可能となります。現在、高知市の福祉避難所は42か所確保されているようです。南国市でも高齢者や障害者、妊産婦の方たちの優先的な避難体制として、ホテルなど民間の宿泊施設を借り上げて福祉避難所として利用するといった方法を考えておられるようですが、現在のコロナ禍での避難場所の確保はかなり大変なことだと思います。

そこで、避難場所の案としては、危機管理課と連携して、現在小学校への避難場所として体育館が指定されていますが、福祉避難所の活用の一つに教室を開放して高齢者の方や障害者、妊産婦の方たちの避難場所にしてはどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども申し上げましたが、福祉避難所の開設が可能であると考えられるほとんどの民間施設とは既に福祉避難所の設置運営に関する協定を結んでおります。災害発生後、必要に応じて福祉避難所に指定している施設の運営事業者に対して、福祉避難所開設を要請することとなります。民間施設は、施設が整っている反面、施設の被災状況等により、受入れ可能な人数が大きく変わってくるというデメリットもございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、指定避難所につきましては、作成しております各避難所の運営マニュアルにおきまして、空き教室等を要配慮者のスペースとして使用するようになっております。その要配慮者スペースにおいて、高齢者の方や障害者の方、妊産婦の方たちの避難スペースとしての機能が果たせるよう、資機材等の環境整備を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ぜひ学校の教室の開放も進めていってほしいです。やはり高齢者の方や障害者、妊産婦の方は不安なことが多いと思いますので、今後近いうちに起こるかもしれない災害時に円滑に避難ができるような体制づくりをお願いします。

次に、県の聴覚障害者情報センターは、このほど聞こえない人のための防災ブックを作成しました。南海トラフ地震などを見据えた対策として、聞こえないことをふだんから周囲に知ってもらうことや、地域の防災訓練に参加してもらうこと、緊急時の連絡方法を決めるなどの取組を紹介しています。避難所でも活用できる「耳が聞こえません」や「文字で伝えてください」などが書かれた指さしボードなども盛り込んだり、冊子内容を手話通訳した動画が見られるQRコードもついていて、聴覚障害者の方たちの助けになる冊子になっていますが、ぜひ南国市でも市役所の窓口や目につきやすいところに置いて、聴覚障害者の方たちの避難準備の一

つにどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） このガイドブックですけれども、本年3月に作られておりました、まだ市のほうには来ておりません。丁野議員さんから御紹介を受けまして、各避難所への配布なんかもしたいなと思ひまして、早速県に100部送っていただくようお願いをいたしましたけれども、新聞報道等もありまして、あっちこっちから配布希望が相次いでいるということで、南国市だけに100部は送れないということで、15部だけ送付をしてくれるということになりました。なお、この防災ブックにつきましては、ホームページからダウンロードして印刷しても大丈夫ということで、またそれを利用することにつきましても著作権上も問題ないとの確認も取れましたので、今後は各避難所や関係各所の窓口への配布など、活用について関係各課と検討を

行うようにいたします。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。ぜひ窓口への配布はして行ってほしいです。

聴覚障害者の方たちは外見では分からないため、災害時に取り残される可能性があります。前に質問させていただいた避難時に聴覚障害者の方たちが分かりやすいように、災害対応ピクトグラムというボードを消防で活用することをお願いもさせていただきましたが、いざというときに役立つように南国市の避難所や市役所にもそういったボードを置いていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難所におきまして、全ての住民の方が理解できる情報の提供や掲示は特に重要なこととなります。議員から御提案いただきました災害対応ピクトグラムを用いた看板を早急に作成いたしまして、避難所運営の際に活用できるよう準備を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ありがとうございます。聴覚障害者の方たちがふだんから感じている、災害時などにどうしよう、といったような不安な気持ちが少しでもなくなるように、よろしく願いいたします。

次に、小学校への備蓄品についてお聞きします。

現在、高知市の小学校では、防災への取組として、学校にいるときに災害に遭遇した児童生

徒たちが何日か家に帰ることができなくなり、避難場所である学校にいらなくてはならなくなるという事態が起きたときの対策として、児童生徒1人に対して3日間分の食料の確保や毛布や水、あとは簡易トイレなどの準備をされているそうです。現在、南国市の小学校では、災害時に学校に取り残された児童生徒たちに対してどのような対策をされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 私のほうから市全体の備蓄品の考え方について御説明をさせていただきます。

災害発生時に使用する資機材や食料等の備蓄、いわゆる公的備蓄につきましては、昨年度から高知県及び県内34市町村で最低限備蓄すべき品目や備蓄数量の方針の見直しを行い、高知県備蓄方針として取りまとめるよう協議を進めております。

同方針の基本的な考え方は、3日から1週間は住民による個人備蓄を基本とし、自宅流失など個人備蓄に頼ることのできない方への対応として、飲料水、食料、毛布、トイレ等の公的備蓄を進めることとしております。

小学校への備蓄につきましては、市としては、まずは避難所へ避難してくると想定される避難所への備蓄を県内統一の方針に基づいて進めることとしております。購入した備蓄品、資機材は、集中備蓄を基本としておりますけれども、各小中学校、公民館に整備した防災備蓄倉庫に分散備蓄を進めている状況でございます。まだまだ整備途中でございまして、十分な数量ではありませんけれども、児童生徒も含めた想定避難者数に応じた備蓄に取り組んでおります。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 三陸の地震のとき、釜石市の保育園では、避難している児童を迎えに来るのが最終的に4日後になったそうです。そういったことも考えて、児童生徒たちの命を守るためのものとして、小学校の備蓄品は必要で大事だと思われれます。他県では、児童生徒たちが自分の備蓄品は自宅から持ってきてロッカーに入れておくようにしているところもあるそうです。十市小学校では、PTAの協力をという声も出てきています。しかし、大事な児童生徒たちを守るための対策に行政が力を入れていくべきではないでしょうか。その辺の対策はどうなっていますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 丁野議員におかれましては、十市小学校の防災教育の指定事業に関わりまして、十市地区防災教育実践委員会の委員をお務めいただきまして、御尽力賜りまして誠にありがとうございます。

御質問の災害時において児童生徒が帰宅等ができず、学校で待機したり、数日間過ごすことを余儀なくされたりするということも想定されることとございます。そうした想定を含め、議員御指摘のように児童生徒を含む避難者への公的備蓄というのは大変重要であるというふうに私も考えております。

十市小学校にも市の防災備蓄倉庫を設置し分散備蓄を進めておりますが、災害時に児童が学校で過ごすような事態が生じた際には、この備蓄倉庫の備蓄品を使用することになっておりまして、教育委員会としましては児童生徒のための備蓄品を整備するというのではなく、児童生徒も想定避難者に含まれるということで対応できるものと考えております。

しかしながら、議員の御指摘のように、災害時、校内での待機や孤立が想定される学校につきましては、今後危機管理課とも協議をしながら、分散備蓄の中で児童生徒に応じた備蓄品の内容や量の確保についても検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど危機管理課長が御答弁を申し上げましたように、高知県備蓄方針の基本的な考え方として、住民による3日から1週間の個人備蓄を基本とするということも言われておりますので、教育委員会としましても、各御家庭やPTAの御協力もいただくように啓発にも努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（土居恒夫）** 丁野議員。

**○2番（丁野美香）** 現在、十市小学校には、先ほど言われたように防災備蓄倉庫が設置されています。その中に保管している備蓄品の使用方法としては、小学校の児童生徒はもちろんなのですが、基本は地域の方たちが避難してきたときに活用することが主で、小学校の体育館が地域の方たちの避難場所として指定されているので、災害が起こった場合は備蓄品の数というものは不足してしまうはずで、そうすると、親御さんたちは学校で災害が起きたときに、児童生徒たちが学校に取り残され、すぐにでも迎えに行きたくても行けないという事態になったときに、児童生徒たちが3日間ほど避難していても安心していただけるように、ぜひ全校生徒分の備蓄品を確保していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（土居恒夫）** 危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）** 各小中学校や公民館の備蓄倉庫への分散備蓄につきましては、発災直後の初動対応を目的として整備をしております。先ほどお答えをいたしましたとおり、公的備蓄につきましては現在整備中とございまして、その数量についてはまだまだ十分ではございませんけれども、順次整備を進めまして、小学校への分散備蓄を進めていきたいというふうに考えております。

なお、十市小学校につきましては、南海トラフ地震発生時には避難所として開設する想定となっておりますけれども、同時に津波の発生により、すぐに追加の支援物資を輸送することが困難になることが予想されます。そのような状況も考慮し、必要数量を備蓄していきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 災害が起きたときには、たくさんの人が避難してきますが、そういった中でトイレの問題も発生するかと思います。備蓄品の中には簡易トイレも含まれているはずですが、トイレ問題としてはプールの水を活用してもいいのではないのでしょうか。

それから、現在は備蓄品を置いておく場所がないとも言われてますが、使われていない教室などを活用することを考えてみてはどうですか。

先ほど危機管理課山田課長が、十市小学校には南海トラフ地震発生時に避難所として開設するよう想定しているが、すぐに追加の支援物資を輸送することが困難になることが予想されると言われていました。そういったことを踏まえて、たくさんの備蓄品を確保するために、新しく倉庫を造るよりも、まずは備蓄品を用意することのほうが優先だと思います。倉庫ができるまでに災害が起こらないとは言えませんから、ぜひ早急をお願いしたいですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 避難者の健康管理のために大変重要となりますトイレのことでございますが、公的備蓄物資としまして、ポータブルトイレと処理剤を含めた処理袋を用意しております。これは発災直後に水が使えなくなることを想定して備蓄しているものでございます。丁野議員の御指摘のとおり、配管等に問題なくトイレが使用できる場合、断水の状況にあってもプールの水を活用することで使用は可能だと考えますので、プールの水は常時満水の状態で備えてなければならないというふうに考えております。

また、御指摘の学校における備蓄品の備蓄場所の件でございますが、空き教室のある学校では空き教室を利用することは可能でございますが、学校によっては空き教室がない学校もございます。既にほとんどの学校に防災備蓄倉庫を設置しているものでございますので、新たな倉庫を建てて備蓄するというのは現実的ではないというふうに考えます。丁野議員のお話にありましたように、まずは物資の調達ということを考えますと、児童生徒用の備蓄品を整備する場所については、やはり校内に適切な保管場所を確保ということで、今後学校とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 今後ぜひ、どうかよろしく願いいたします。

最後に市長にお伺いしたいのですが、南国市の、特に私が住んでいる十市、緑ヶ丘地区や浜改田、前浜、久枝といった海に面した地域には、地震が起きたときに津波が発生する確率が高く、児童生徒たちが学校にいるときだとどうしても孤立してしまった学校に何日もいないといけないことも起こるかもしれません。そういった災害時に必要な備蓄品を用意するのに、学校側の負担になるような今の体制はいかがなものでしょうか。各学校に備蓄品を用意することに行政がもっと素早い対応をしていただくことをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど危機管理課長も答弁させていただいたところでございますが、十市小学校は避難所になっているということでございます。ただ、津波浸水区域にはなっていないということもございまして、避難所になっているということでございますが、その周辺はやはり浸水するというのも、それは考えられます。そういったことを想定しながら、何日間か、そちらに避難しておかなければならない、また追加物資が来ないということも想定して、備蓄品を整備していきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 災害というものはいつ起こるか分からなく、明日起こるかもしれないという危機感の中、前回質問させていただいた防災ヘルメットの保管場所のことなども素早く対応していただいたので、ぜひ今回のことも早急に対応していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。18番浜田和子議員。

〔18番 浜田和子議員発言席〕

○18番（浜田和子） 公明党の浜田でございます。本日も生活者の目線に立ちまして、第

421回定例会の一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種も、おかげさまで順調な進捗状況とのことです。総力を挙げて頑張っていたいただき、感謝と敬意を表します。医師会の皆様、市役所職員の皆様、関係者の皆様、大変にありがとうございます。

それでは、質問を始めます。

平成28年に策定されました第4次南国市総合計画が5年を過ぎ、後期基本計画が策定されておりますので、それを基に幾つかの質問を行いたいと思います。

まず、人口目標についてお伺いいたします。

社人研の推定によれば、令和2年度の南国市の人口は4万6,055人とありましたが、市としては目標値を4万6,500とされました。人口減少に歯止めをかけようとして取り組まれた結果、市の統計によれば、令和2年度の南国市の人口は令和2年8月末で4万6,999人と4万7,000を割りましたが、令和2年度末の人口は4万6,719人となり、社人研の予想を裏切って健闘していると言えます。また、南国市として掲げた目標も上回る結果です。この結果をもたらした取組につきまして御説明をいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 浜田議員が言われますとおり、2018年に社人研が推計をいたしました本市の令和2年の人口は4万6,055人であります。これに対しまして、このたび後期基本計画を策定いたしました第4次南国市総合計画では、令和2年4万6,500人という人口目標を掲げ、総合計画に即し策定をいたしました南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略とも併せ、この間、取組を進めてまいりました。結果といたしまして、令和2年度末の住民基本台帳の数字、また令和2年国勢調査の県速報集計の数字とも、この社人研の推計値、総合計画の人口目標を上回る数字となっております。

総合計画に掲げました人口目標を達成できた要因と考えられますのは、前期基本計画期間であります平成28年度から令和2年度において推進をしてまいりました、子育て支援策や企業誘致を含めた産業振興等の取組によるものと考えております。また、高知県から権限移譲を受けまして、平成30年4月に市独自の見直しを行いました市街化調整区域の新立地基準につきましても、現在効果の検証中ではございますけれども、市内周辺地域の集落拠点エリアにおける人口の維持に一定寄与をしているものと分析しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田議員。

○18番（浜田和子） この取組の一つに空き家を活用した移住を促進してこられました。

2019年度における高知県の移住は1,030組1,475人の実績がございます。昨年度はコロナの影響もあるかもしれませんが、それでも900台の数値です。これは平成24年度の121組225人から年々右肩上がりの状況でございますが、南国市の移住者の推移は県全体の中でどのような状況だと捉えておられるのかお伺いいたします。また、現状の課題と今後の取組につきまして、御見解をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 高知県及び県内市町村が把握をしました県外からの移住者に関しましては、本市の移住組数、人数につきましては、直近3年間の数字を申し上げますと、平成30年度20組39人、令和元年度21組38人、令和2年度23組35人と推移をしております。3年続けて県内の中では10番目という状況となっております。

県外または市外の移住希望者に移住先として本市を選択をしていただくということにつきましては、現在本市で生活されている市民の皆様にもこれからも住み続けていきたいと思っただけの南国市を実現すること、これと表裏一体の関係にあるというふうに考えております。

その上で、本市の魅力を伝え、本市で生活のイメージを感じてもらおうよう、現在も移住者向けのポータルサイトに加えまして、インスタグラムやツイッターなどSNSでの情報発信やオンラインでの移住相談も行っております。外部に効果的に情報発信をしまして、また移住希望者のニーズに沿った施策を推進することで、さらなる移住者の獲得につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 総合計画には、高知市に次ぐ都市機能を備えた町、豊かな自然、医療機関、量販店、公共交通の充実、光回線のインフラが整っていることなどを移住希望者に対してPRしている旨が掲載されています。これですと全国のどこにでも値するものであり、南国市の特筆するPRとは言えないと思われまます。それこそが現状の課題ではないかと判断するところでは。

今後の取組においては、移住希望者のニーズに沿った情報提供や本市の魅力を実感していただく機会の創出の取組が重要となるということですが、移住希望者に添ったニーズというのは、希望者を把握してから、その人に合ったニーズをとということでしょうか。言わんとするところは分からなくもないですし、空き家の活用もあってもよいのですが、要は都会の住民が勝手に南国市へ移住したくなるメニューを発信しなければならないのではないですか。勝手に家を探して、勝手に仕事も探して、そうしてまでも南国市に住みたいと思わせるPRが必要です。ど

のようにして人を招き入れることができるかが焦点ですよね。その上で移住者に対する手助けがあればいいと考えます。南国市が成功例を全国に発信する日を目標にして、気概を持って臨んでいきたいと思えます。これはお願いとして受け止めてください。

さて、令和7年度の人口目標が4万5,500人ということです。まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンは4万5,670人となっています。社人研の想定では4万3,928人ですので、課題が多くある中でこの目標を達成すること自体、すばらしいことだとは思いますが、南国市の目標設定はおとなし過ぎるのではないかと私は感じております。

要するに、あまりにも社人研の想定を意識した目標であって、今後の南国市を大きく発展させていこうという意気込みを持った目標ではないと感じています。それとも文章にした目標値はこうであっても、内心には大きな目標を持って挑んでいきますよということかもしれませんが、目標設定についての御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、2060年の人口目標を掲げまして取組を推進をしております。この人口目標については、第1期におきましては、社人研の2013年度推計2万9,080人、これを1万2,400人押し上げるということ、また令和2年に策定をいたしました第2期におきましては、社人研の2018年推計2万7,891人を1万3,600人押し上げて、ともに2060年に4万1,500人の人口を維持するという目標としております。

本市の人口目標は、人口の年齢構成上、自然減を避けられないという状況にありますけれども、出生率の上昇や若い世代の社会増を実現するということによりまして、この人口目標を達成するというようにしております。令和2年度におきましては、社人研の2013年、2018年のそれぞれの推計をともに上回る人口を維持できたということでございますので、これについては2005年から2015年にかけての本市の人口推移の傾向を上方修正することができたと思えます。今後ともこの上振れの幅を増大させていく取組に全力を注ぎまして、長期的に本市の活力を維持してまいりたいというふうに考えております。

その上で、次期の計画、第5次総合計画、また第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、直近の人口動態も精査した上で、新たな人口目標を設定してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 目標が高くなれば意気込みも違ってきますので、なさねばならない政

策にも力が入ると思います。今、南国市が置かれている有利な条件に目を向ければ、高知市の浸水地域にある企業は、南国市というのは交通の要衝でもあり、移ってきたいところだと思います。この際、せめて5万人を超える南国市を回復させるために、高知市から5,000人でも1万人でも移ってきてもらえるというような政策を考えていきませんか。副県都市と言いながら、高知市との人口差は大き過ぎると思います。少し移動していただけるような政策が必要だと思います。元は国府のあった南国市です。その地の利は十分あると思います。その誇りを持って取り組んでいきませんか。御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 自然増減を含めた総人口に関しましては、先ほども申しあげましたとおり、人口の年齢の構成上、直近においては人口減少が避けられない状況でございます。総合戦略における人口目標の設定に関しましては、出生率の向上のほか、現在はマイナスで推移しております社会増減に関しまして、浜田議員の言われるとおり、本市の地の利も生かしまして、今後社会増を実現していくということを目指し、目標設定をしておるところでございます。

議員のほうから5万を超える人口目標をとということでございますけれども、現時点の施策の中ではそこまでのまだ積み上げができる要素というのは持ち合わせておりませんので、これから少しでもこの目標数値設定が引上げができるように、また多方面の御提案もいただきながら、庁内で政策形成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 現時点の要素に添って設定しているのが現状目標なのですから、それはそれとして、南国市の気概について、心意気についてお聞きしているわけです。少しでもというお答えですので、これまでどおりということではなく、これまで以上に頑張ると言っただけだと受け止めさせていただきます。

周辺地域から南国市に来ていただくための土地利用の具体化につきましては、様々な論点がこの議場で交わされてまいりましたが、今回は緑ヶ丘という地域拠点についてお伺いいたします。

後期基本計画におきましては、地域拠点、緑ヶ丘の市街地ゾーンですが、ここに各種日常生活サービス機能を誘導して集約を図りますと記載されていますが、現在、量販店、銀行、小学校、レストラン、美容院、各種民間の病院など、日常生活サービス機能は備わっていると思いますが、今後具体的にどのようなことを想定されているのかをお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 地域拠点における各種生活サービス施設につきましては、既存施設の保全、充実を図ってまいります。また、少子・高齢化社会において、高齢者福祉、子育て支援の必要性がより一層高まる中、ここ地域拠点においては、高齢者福祉施設が不足しており、また十市支所が併設されている十市高齢者多世代交流プラザが拠点の徒歩圏外となっていることなどから、拠点の徒歩圏内に通所施設などの高齢者福祉施設や文化活動等の施設の立地の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 1丁目については、県住やハッピータウンなど若い方が住んでおられるように思いますし、そのため小学校の人数も比較的多い状況です。それに比べまして、2丁目や3丁目は人の出入りがあまりなく、団地が造成された頃からの皆様が住んでおられます。ここにお住まいの方々の年齢層につきまして、現在調査したものがあれば教えていただけますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 直近での住民基本台帳の記録となりますけれども、5月31日現在で人口につきましては、緑ヶ丘1丁目が1,619人、2丁目が798人、3丁目が1,039人でございます。65歳以上の高齢化率を見ますと、1丁目が15.4%、2丁目が22.6%、3丁目が24.5%となっております。1丁目、2丁目、3丁目の順で高齢化率が高くなっているということになっております。しかしながら、南国市全体の高齢化率31.5%と比較をしますと、低い数字となっているという状況でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 緑ヶ丘は、都市計画マスタープランでは市街化と位置づけられ、そこには都市機能誘導区域も指定されていますから、地域拠点としての発展をもっと促すべきだと思います。もう少し会社や商店が並ぶ町並みを形成する、また青少年がスケボーなどに使えるような施設、小さな映画館など、市役所周辺の都市機能誘導地域とは少し違うイメージのまちづくりなどを考えていく必要がある、御提案です。

緑ヶ丘の空き地、空き家の活用等により、子育て世代等の移住者の受入れを支援する旨、マスタープランの方向性がございますので、総合計画におきましても今後具体策においてお示しいただけますよう望みます。立地適正化計画を推進しているときですから、今は慎重にならざるを得ないかもしれませんので、これは意見として述べさせていただきます。

それはそれといたしまして、南国市の人口の減少を抑えるという政策ではなく、5万人を超える人口を目指してほしいという私の思いでございますが、最第一の課題として考えるのは、若者の県外流出をいかに食い止めるかということだと思います。基本計画の中でも、その意識について述べられた上で、その主要施策として4点が掲げられています。1番に人材育成事業の推進、2番目にハローワークとの連携強化と多種多様な業種・職種の誘導・開発に努める、3番目に高知勤労者福祉サービスセンター運営及び加入の支援、4番目に高齢者の雇用促進ということですが、この施策だけでは若者の県外流出を食い止めるということは難しいのではないかと思います。そのほかに若者の市外流出を防ぐ手だてとして具体的な実行計画はございますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 若者の市外流出につきましては、本市における長年の課題でございます。人口減少に歯止めをかける上で最大の課題であると認識しております。後期基本計画におきましては、雇用の推進の項に、この問題意識を掲載をしておりますが、就職や進学といった機会に本市を離れる選択をされる若者に、本市で住み続けることを選択していただく、または一度本市を離れてもUターンにより再び本市に帰ってきていただくためには、働く場の確保のほか、幅広い施策の複合が必要であると考えております。

この課題につきましては、第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定におきましてこれを真正面から捉え、若い世代に地域への愛着を抱いてもらうための施策推進を新たに位置づけをしたところであります。後期基本計画におきましても、重点課題としまして、行政計画審議会での策定審議においても審議の前提とさせていただきました。

具体的な施策といたしましては、本市の魅力ある自然環境・田園風景の保全、住環境の整備・保全、チーム学校の取組、雇用創出、また空き家対策や耕作放棄地解消の取組も全て地域の景観等の保全を通じた地域愛の醸成につながるものと位置づけ、各施策を横断的に推進をしてみたいというふうに考えております。特に、学校教育の充実の項に掲げましたキャリア教育の取組につきましては、職場体験などを通じて市内にある仕事の魅力を認知をしてもらう、またコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部による学校と地域の連携を通じて地域の魅力を認知してもらうことで、これは直接的ではございませんけれども、将来も本市に住み続けていただく、または一度本市を離れても再び本市に帰ってきていただく基礎になるものというふうに考えております。これと併せまして、一度市外に出て暮らすことになった方に対しましてもUターンを促す施策の検討も進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 働き方改革関連法案が2019年4月から順次施行されています。時間外労働等の上限規制、年休の時季指定、過重労働対策としての医師面接指導、勤務間インターバル制度の導入促進、フレックスタイム制の検討や対策、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する処遇の均衡確保の強化、派遣労働者の公正な待遇の確保などなど、中小企業にも求められるものです。本年6月3日には、改正育児・介護休業法が衆議院で可決成立しています。

こういった労働者の雇用条件を満たしていくことは、中小企業にとってなかなか困難な課題ではなかろうかと思われます。南国市の企業がこういったことができているのか調査していますか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 浜田議員のおっしゃられたとおり、各企業において労働者の様々な処遇の改善に取り組むことは困難な面があるかと思えます。会社で労働者の処遇改善に取り組んでいるといったことを聞かせていただくこともございますが、市として全体の状況を把握するための調査などは実施できておりません。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） これから5年10年先のことを思いますと、南国市の中小企業はほとんど県外企業に後れを取ってしまうのではないかと心配をいたします。そうなりますと、ますます若者は市外、県外へと流出してしまいます。ですから、企業も企業で懸命に努力をされようとしていることと思えます。また、そんな中でもできれば地元で働きたいと考えておられる若者もいます。そのために企業はどこまでのことができるのか、南国市としてはどういった支援ができるのか、ここは精いっぱい考えなければならないところです。

せんだって神崎議員から奨学金の支払い免除の質問があり、市長も実施の方向性を御答弁されましたが、これは大変に重要な政策だと思います。先ほどの御答弁にもございましたが、ほかにも中小企業に対する幾つかの手だてを南国市としても行っているところですが、若者流出を止めるようなものはございますか。社会の在り方としてこれまでの常識では推しはかれない時代が到来しようとしています。Society 5.0の時代です。その状況下で国も若者の起業に対して様々な支援をしているわけですので、時代を見据えての発信が求められることと思えます。今は地方にいても都会にいるのと同じ働き方ができる仕事も多くなっています。そのことを踏まえての将来像をもう一度御検討いただき、人口増のための実質的な政策の御検討をお願いいたします。これについての御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在、国を挙げて取組をいたしておりますSociety 5.0につきましては、その実現の過程におきまして、企業の経済活動も大きく変化するものと考えております。通信技術の発展と情報格差の解消などを通じまして、地方であっても都市部と格差なく企業活動が行える社会の到来が期待をされるところです。こうした社会変化は、このたびのコロナ禍におきまして加速度的に進展をしております、総合計画後期基本計画におきましても重要な横断的視点として位置づけをしたところでございます。

今後数年間におけます本市の雇用創出、企業支援におきましては、テレワークの普及によります企業のオフィス需要の変化や在宅勤務やワーケーションなど働き方の多様化、また企業のオンライン商談会の実施状況など、多岐にわたる情勢の変化を的確に見極め、補足をしていくことが重要であると考えております。企業のニーズを把握いたしまして、効果的な事業の組立てによりまして、雇用創出と併せて移住・定住へと結びつけていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 本市としまして中小企業者への支援策として、昨日、杉本議員の答弁でも一部述べさせていただきましたが、新製品・新商品・新技術の開発、特産品や観光資源の開発、開発した商品の販路拡大に対する支援、中心市街地での創業に対する支援などを行っています。また、誘致企業に対しましては、企業立地奨励金で新たに取得した固定資産に対する税相当額の助成、緑地整備に係る助成、市民の雇用に対する助成、コールセンター等設置奨励金においては、雇用者への人材育成のための研修実施や人材確保、市民の雇用に対する助成や土地家屋の賃借料に対する助成などの支援を行っています。ほかにも産業振興センターが実施する商談会事業への補助を行うことで、事業所同士のマッチングに対する支援等を行っています。

こういった支援を活用していただき、経営安定・向上を図っていただくことで、安定した雇用の一助にさせていただけるよう、これらの制度については継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また現在、商工会と共にチャレンジショップ事業の実施に向け検討、準備を行っています。チャレンジショップ卒業者と起業を志す方の受皿として現在の創業支援事業の拡充や事業内容の刷新等により、起業に向けた支援を行っていただけるよう検討を行っていきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 南国市としてぜひ頑張っていたいただきたいと思います。市としましては、

企業誘致などに絡めて様々な支援策を実施してくださっていますので、今後はそれらを踏まえて企業の努力が若者を定住させることにつながる方向になることを期待したいと思います。

余談かもしれませんが、随分前のことで恐縮ですが、私が二十歳代の頃に関西に友人ができて、様々と意見交換をする中で、高知県の私たちが大学も県外が多く、その大半が県外に就職していることを話しますと、首をかしげられ、なぜ家から学校に行かないのか、仕事も家から通えるところにしないのか、高知の人たちは一家離散みたいですねと言われました。一家離散という言葉に私のほうは驚きました。当時の私にとっては普通のことだと思っていましたし、どこで暮らしていようと家族は家族としての絆がありますので、考えたこともない言葉でした。でも、よく考えてみれば、一家離散と言われる状態でもあるわけです。このことを通しまして、私は子供にとっては普通であるかないかの判断は、子供の生活環境であり、教育環境だということだろうと思います。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、現在の子供たちは、将来この南国市に住むことを普通に思っているのか、それとも県外に行くのが当たり前だと思っているのか、その傾向性についてお伺いいたします。本来なら高校生の思いをお伺いしたいところですが、中学生のこととしてお答えくださればと思います。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 中学生の傾向性ということでの御質問ですが、調査をしたわけでもないので何の根拠もありませんが、あくまで私個人の所感ということでの答えしかできませんが、中学生ということですので、将来についてぼんやりとしたものしか見えていない中で、県外か地元かと言いますと、やはり都会への憧れがやや勝っているのではないかというふうに考えます。メディア、マスコミの影響もかなりあるように思えますし、ただ外へ出たとしても、将来的には地元に戻ってきたい思いもあるようには感じます。

昔、都会への憧れを持っている子供たちに、南国市の隣町は東京、大阪なんだよと、東京は80分、大阪は50分で行ける、仕事も南国から通えますよというような話をしたら、子供たちにめっちゃくちゃ交通費がかかるやいかいうて反対に突っ込まれたことがあるのを思い出しました。現在、県外で生活している者も帰りたいという思いはあっても、仕事とか家庭とかの関係で、なかなか気持ちはあっても帰れないというのが本音ではないかというふうに思います。

昔はやった曲に、都会の絵の具に染まらないで帰ってというのがありましたが、人口減少にストップをかけるのであれば、絵の具に染まっても帰ってきてくれというような投げかけも必要になるんじゃないかというふうに思います。

十分なお答えにはなっていませんが、以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） とても楽しいお話でしたけれども、私の年代の人々ってというのは、県外の大学にたくさんの方が行き、県外で就職して、県外に家を建てています、ほとんどの人が。それで、今は両親を都会へ呼び寄せる。随分心配します、環境が変わったらちょっと認知症になるんじゃないかとか心配しながら、また送り出しているような状況ですから、人口減少ということにはなると思うんですよね。

今後のお願いです、生徒たちの将来の人生の可能性って、これはもう本当にいろいろあるわけですから、それをまず第一にはせんといかんという、これが基本だと思うんですけれども。教育の現場で、やはり南国市はいろいろ発信してくださっていますけども、南国市の企業のよさとか、南国市そのものの様々な住みやすい環境とか、そういうことも教育の現場で環境づくりとして県外流出を抑えるんだというひそかな思いを持って、子供たちの環境づくりっていうのをまた御尽力をいただきたいとお願いをしておきたいとします。南国市の人口を増やす手だてとして、住みたいまち南国市の移住促進や魅力ある企業への支援や長期的には教育が大切ではないかと思しますので、これからも産学官それぞれの連携の下、それぞれの役割を果たしていけますよう期待をいたしたいとします。

それでは、総合計画の中から2点目といたしまして、地域コミュニティ活動の充実につきましてお伺いいたします。

後期基本計画の中の基本目標5、協働・連帯のまち「2. 地域コミュニティ活動の充実」の施策の方針には、「自治会・町内会などをはじめとする地縁団体や、福祉や環境、防災など自治会以外の分野で活動する団体らを核として、地域内連携強化の支援や住民自治組織の在り方等について検討を進めます。また、それぞれの地域の実情に合わせた組織発展を支援するとともに、支援体制を構築し、地域と行政が協働でまちづくりを進めていけるよう、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。」と記載されています。地域の現状を思ったとき、素晴らしい施策だと感動しています。

主要施策が4点挙げられていますが、どれもそうしたくてもできない状況がございますが、打開していただけるのであればという思いです。今の時点では、具体的にどのように実行手段が考えられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地域で活動される住民組織につきましては、180を超える自

治会・町内会、また160を超える自主防災会のほか、社会教育分野、福祉分野、環境分野、文化・芸術分野など、幅広い分野において様々な組織が活動され、市民の日常生活を支えていただいております。これら地域での活動は、本市の大きな財産であると考えておりますが、一方で役員の後継者不足や構成員の減少など、課題も多いというふうにお聞きをしております。この点につきましては、後期基本計画に主要施策として掲げる4つの視点で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

まず、市立公民館単位を基本といたしますけれども、集落支援員制度を活用した行政と地域の協働に取り組んでまいりたいと考えております。地域内におきましては、複数の自治会、町内会のほか、各種団体がその活動分野を超えて情報共有、連携を進めていただく組織といたしまして、地域内連携協議会の設立を進めていただくとともに、集落支援員を通じまして行政と地域が共に地域課題に向き合う取組を推進してまいりたいと考えております。

現在、地域内連携組織といたしましては、稲生地区、長岡西部地区の2地区で設立をいただいておりますが、各種課題に対しまして行政と連携して取り組み、地域内の組織連携による課題解決も行われておるところでございます。また、これらの取組の横展開につきましては、複数地区への支援を念頭に集落支援員を企画課に1名配置をしております。この支援によりまして他地区への支援も進めてまいりたいと考えております。

地域で活躍される人材の育成につきましては、複数の方が役割を分担しつつ活躍していただける仕組みづくりが重要であると考えております。行政計画審議会における後期基本計画の策定審議の中でも、組織の代表者が交代した際には、前任者が副代表の役職に残るといったような工夫によりまして、役割を分担するといった具体的な工夫も踏まえて協議も行っていただきました。まずは、このような実際の取組事例などについて地域の組織運営に役立てていけるよう情報提供を行っていきたいと考えております。

また、自治会、町内会への加入促進につきましては、活動内容やその公共的意義を広く市民の皆様知ってもらうための啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 福祉や環境、防災など自治会以外の分野で活動する団体らを核として、とございますが、防災について言えばどのような方になるのでしょうか。消防団や自主防災会なのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） ここでは自主防災組織を想定をしております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 総合計画の安全・安心のまちの中では、自主防災組織の充実を図ることが方針にございますし、活動内容の充実が求められています。現在、自主防災組織につきましても、町内会のメンバーであり、高齢化する中で、名前のみは組織づくりはしていますが、実際には活動できる年齢ではないのではないかと心配する状況もございます。どちらも同じ課題と思いますが、危機管理課長は打開策をお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 自主防災組織の組織員は、防災組織の中心的役割を担う会長をはじめとする役員さんだけではなく、その地域の子供から高齢者まで全ての住民であると考えております。しかしながら、現実には仕事や子育てなど、若い世代の方は地域の防災活動へ参加することが難しい場合があり、自主防災組織を担ってくださる方々が地域の御高齢の方が中心となっている状況は、多くの地域で見受けられます。

このような状況の中、現在、危機管理課といたしましては、可能な限り多くの方々が生活の様々な場面で防災に触れることができることを目指し、生活まるごと防災、行政活動に防災のエッセンスを、という取組を進めております。この取組は、様々な行政活動の中に防災の視点を取り入れようと、例えば健康啓発イベントである南国市きらりフェアや健康ウォーキング、また高齢者教室や乳幼児サークルなどにおいて防災に関する話をさせていただくなど、あらゆる機会を捉えて、多くの方々が防災に触れる機会をつくる活動を進めております。若い世代が地域の中心的役割を担う時期が来たときに、活発な防災活動が展開されることを期待しており、現状の打開策の一つになればと考えております。

また、防災組織の活性化策といたしましては、既実践していただいている自主防災組織もございますけれども、防災だけの目的で集まるのではなく、ながら防災、ついで防災といった考えを取り入れることをお勧めしております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 防災に関して言えば、特別な備えだけが防災ではない、日頃からあらゆる機会を捉えて防災意識を育てることは重要だと思います。気長に人が育つことを待ちながら、人を育てることを進めていくということに関しましては、大変納得をいたしました。

地区の公民館活動には、支援員がついてくださっていると思いますが、町内会、自治会におきましても、現状はそれぞれ違うかと思いますが、希望する場合においては、核となる人物は支援員のような若い方を派遣していただくということはどうでしょうか。その上で自治会

の状況を把握していただき、行政と連携を取り、運営をしていただけるような体制は今後期待できないでしょうか、お伺いたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 自治会、町内会等、地域住民の皆様には日常生活に最も身近な自治組織の活動は、各分野における住民活動の基礎になる大変重要なものと考えております。現在、本市におきまして運用いたしております集落支援員制度につきましては、市立公民館単位での配置となっております。残念ながら市内に約180ございます自治会、町内会等の活動を直接支援するには至っておりませんが、地域内で各自治会をはじめ各種団体が連携を取って課題や情報の共有、並びに活動を推進していくことによりまして、一定ではございますが、個々の自治会、町内会等への支援にもつながるものと考えております。

住民の皆様が直面される課題に一番近いところで日々対応されております自治会、町内会の役員の皆様には、浜田議員が言われますとおり体制の整備について御要望があるということはお聞きしておりますけれども、本市では現在進めております地域支援の枠組みにおきまして、自治会、町内会等の組織の活動支援に最大限つながるよう取組を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 総合計画の中には、目指すべきことが理想的に記載されておりますが、現場の現実、これは大変厳しいものがございます。地域の皆様への御尽力をなお一層よろしくお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次には、環境行政について、市民の皆様からお寄せいただいた御意見を紹介させていただいての質問とさせていただきます。今日は、環境課長がお休みですので、副市長、よろしくお願いをいたします。

市民の方からお寄せいただきましたお声に、南国市に住みたくない理由の一つとして、公共下水道の完備がされていないということがございました。市街化調整区域では、おのずと合併浄化槽となります。合併浄化槽設置区域にお住まいの方々は、地域によっては年間5,000円を土木委員の方にお支払いをして、河川の清掃をしていただいているということもあるようです。地域によって金額も違ってくるかと思いますが、田役の費用ではなく、合併浄化槽を設置されている方が土木委員さんに清掃作業をお願いして支払っているとのことですが、南国市はこのことの御認識はございますか。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 議員御質問の田役費用ではなく、合併処理浄化槽設置家庭が土木委員さんに清掃作業として支払っているとの認識はございません。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 住民の皆様は、土木委員さんをお願いをして掃除をしていただかなければ、合併浄化槽から流れてくる水のせいで川に藻が繁殖するなどして大変なことになる。また、川にはごみや空き缶等、たくさん流れてくる。それを掃除していただくのに、5,000円の支払いは当然の対価であるという皆様御納得の下に支払われています。そして、土木委員さんのほうでも、収支決算もされてお示しいただき、スムーズな運営となっているようです。しかし一方で、このような状態の南国市には住みたくないというお声を聞くというわけです。市街化調整区域の土地利用の問題が人口の増加に歯止めをかけている大きな要因であることは否めませんが、このような印象までも生み出しているのかと改めて思いました。

河川の環境整備は市の責任の下に管理されるべきではないかと思いますが、住民が負担しているということを改めて御認識いただきましたところで、御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 土木委員さんら地元の組織が水路の居住環境整備、住みやすさなどの環境保全のために清掃作業を行うことに対しまして、お住まいの地域住民として一定の御負担をされることは御理解がいただけるのではないかと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 田んぼの周辺にある川の清掃である田役は、地元で行うべきだと思います。しかし、市街化調整区域でも集落がまとまっているところにおきましては、合併浄化槽もまとまって存在するわけですし、ましてや規制緩和を進め、人口増を図ろうとしているわけですので、こういった地域の河川の清掃の費用を住民に負担させているという状況は、今後の南国市の在り方としては解消すべきではないかと思えます。今後、南国市としては何らかの形で市の責任としての在り方をお考えいただきたいと思いますが、副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 従来、農家と非農家が共存して集落、コミュニティーを維持していたときは、当然のように負担されていた田役費が、時代の流れの中で、もう当然のことではなくなってしまった事例だと思います。この小河川、水路の問題を環境問題だけで処理はできませんし、行政で全てを担うことは現実的ではありません。

現在、水路構造物の破損などの土木知識が必要な維持管理作業や、重機が必要となる大がかりな作業は、地元の要請があれば市が行っておりますが、日常の維持管理については昔からそれぞれの地区が行ってきております。お住まいの地区により、環境維持の取組は異なると思いますが、水路の管理は水路の利用者で行っていただきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 水路の管理は地元で行っていただきたいという御見解でございました。南国市は市街化は公共下水道ができるんですけども、調整区域においては合併浄化槽、または農集ということになっているんですけども、よそのところへ行けば、その条件によっては市街化調整区域でも公共下水道も含めて選択できるというところもあるんですよ。だから、そういうことも今後勉強していただきまして、南国市のこれからの在り方っていうのをまた、これは次の機会にしようと思っていた内容ですけども、そういうことも考えていただければというふうには思います。

もう一つ、市民の方からお寄せいただきましたお声に、大篠小学校の東側に搬出されているごみについての御意見がございます。通学路の白線を覆うたくさんのごみ袋を避けながら小学生が通学するという現状が危険である、解消すべきだという御意見です。これにつきましての御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） その現場は私も確認をしております。白線からはみ出して並べられたごみ袋は、見た目が悪だけでなく、不衛生で、何よりも議員言われるように児童の通学の大きな妨げになっており、危険です。ごみステーションの設置・管理に環境委員さんが御苦労されている実情は十分理解しておりますが、しかるべき場所への移動を御検討していただければと思います。また、移動する場所が見込めない場合には、例えばの例として、市道に隣接する水路に差しかけのような構造物と、その上にごみステーションのかごを設置する方法も考えられると思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） そういう方法はこれまでも考えてこられたと思うんですけども、できてないところにそれなりの理由があると思うんで、そのところをどうか地元の方々の御相談をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ごみ袋の印刷内容についての御提案をさせていただきたいと思ひます。

今後の印刷過程の中で、外国人の方々や聾の方に分かりやすい表示を印刷していただきたい

と思います。聾の方々には手話が言語であって、日本語は私たちが英語を習得するようなことと同じ位置づけとなります。分別してごみ出しをすることに御苦勞をされていると思います。ごみ分別の冊子には詳しく載っていますので見てくださっているとは思いますが、実際に使用するごみ袋に表示されていれば、もっと使い勝手がよいのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 実際に使用するごみ袋に、より分かりやすい表示の印刷をとの御提案につきましては、議員言われるように、もっと使い勝手がよくなると思います。

また、指定ごみ袋につきましては、議員御承知のとおり、香南市、香美市と共に3市で共同購入しておりますので、より分かりやすい表示について今後3市の連絡協議会で検討してまいります。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 3市の連絡協議会で南国市はこんなふうにしたいという御意見を出してもらっていると思うんですけども、1つの事業者で全部の印刷をしていると思うんですけども、香美市にしても香南市にしてもマークも違いますし、色も違うわけですよね。ですから、今回もし南国市だけがこれに変えたとすれば、それは版下っていうのを、二、三万円できると思うんですが、それが1つあれば、あとの印刷は全く今までと変わらないわけなので、もしほかの自治体は今までどおりでいいと言ったとしても、南国市はこれに変えるという方向をぜひお考えいただければというふうにお願いをしておきます。

南国市で、ごみ分別辞典を開始したときは、栃木県大田原市の事例を参考として御提案をさせていただいた経過がございますが、今回もその大田原市のごみ袋をぜひ参考にさせていただきまして、表示内容を誰が見ても分かりやすいものにしていただければと思います。燃やせるごみという日本語の表示と併せて、中国語や英語、ハングル、その他ございますが、南国市の実情に合わせた言語表示の印刷が必要です。また、イラストも併せて印刷していることから、聾の方々にも分かりやすいと思いました。その点につきましてはいかがですか。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 御質問の大田原市の指定ごみ袋を確認させていただきました。イラストや複数の言語で表示されておりまして、大変分かりやすいと思います。この内容を参考に、より分かりやすい表示にしていきたいと思います。御提案、ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） さて、新川の歩道に搬出されるごみは、どのような手だてをしてもなかなか違法搬出が止まりませんので、課長は知ってくださっていますが、町内会といたしまして、大変に苦慮しているところでございます。指定されたごみ袋を使わずに、スーパーなどの袋に入れて出すことが繰り返されています。見つけて御注意をしても、同じことの繰り返しということもございます。そういった現状というのは、その方々にとってはそれなりの理由があるのではないかとも思いますが、それを聞き出すところまでは至っておりません。ですから、市民の皆様へのできるだけ配慮をした上で、さらなる環境事業を推進していくことが望まれると思います。

これまで3回も質問させていただきましたごみ袋の値下げの問題です。

振り返りまして、前回3回目となりました質問に対して、市長は、許される一般財源の使い方ということであれば、そういったことは検討できると思いますとお答えくださっています。そして、市長は今回、南国市の特産品を用いた返礼品の開発を強化し、この恩恵を必ず皆様に還元すべく、指定ごみ袋の値下げをはじめ、市民の皆様の負担軽減に一層努めてまいりますと市民の皆様に今回発信をされておられます。このことは、ごみ袋の値下げを実現すると受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） このたび発信させていただきました、この負担軽減ということですが、今後ふるさと納税などにつきましても、海洋堂高知と連携したフィギュアの特産品とか、そういったものの返礼品、新たな特産品返礼品を考えておりますので、そういったことも取り組みまして歳入確保を図り、ごみ袋の値下げということもぜひ実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 南国市を笑顔あふれる住みたいまちへと願っておられる平山市長の市民に寄り添った御決断をいただき、大変にありがとうございます。

最後に、福祉行政につきましてお伺いいたします。

障害者を取り巻く本市の状況を把握した上で、令和3年度から令和5年度までに必要なサービスの見込み量を示す第6期南国市障害福祉計画が策定されました。障害のある人もない人も共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現に取り組んでいるわけですが、その実現には様々な障壁、困難が存在することと思います。日夜そのことに取り組んでくださっている皆様に改めて敬意と感謝を表すものでございます。

南国市は、地域生活支援事業を地域活動支援センター南国に委託されて行っておられると思いますが、生活支援事業の具体的な内容につきましてお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 委託しております事業といたしましては、障害者相談支援事業と地域活動支援センター事業がございます。障害者相談支援事業としましては、福祉サービスの利用援助、こちらにつきましては情報提供、また障害者に関する一般的な相談等を行っております。また、地域活動支援センター事業といたしましては、利用者が創作活動や余暇活動、お菓子作りや地域の清掃など、居場所づくりを主に行っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 支援センターでは、対象の方が何名おられて、支援員は何名で対応されておられますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 障害者相談支援事業は、1日平均約8名の方が利用されておまして、職員は管理者を含めて4名で対応しております。地域活動支援センター事業につきましては、1日平均約6名の方が利用されておまして、職員は管理者を含めて3名で対応しております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 対象の方はそれぞれ状況が違っておられることと思いますが、お一人お一人に利用計画の策定をされると思います。そのためにも支援員自らの訪問が大切になるとと思いますが、支援員は現状で充足しているとお考えでしょうか。

障害福祉計画書の中には、相談支援体制の充実強化に向けた活動指標を設定するという旨が記載されていますが、支援員を増やすなどの計画はされるのですか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 計画相談支援につきましては、直接本市の委託事業ではございませんので、人員配置等につきましては各事業所の判断になると考えておりますが、毎年予算獲得に向けたヒアリングの際に現状のお話を聞いておりますけれども、特に人員の増員についての希望は出ておりません。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 増員の希望が出てないってことですけど、私は直接現場の方からは、もう少し人が欲しいという声をお聞きしたので質問しているんですけども。所長のほう

からは事業所の判断ということですが、相談支援事業所の委託は南国市がされているんですよ。その委託料が増えないと、支援員を増やすことはできないのではないかというふうに思ったのでお伺いしました。総合計画の中でも人員不足を認識しているようにも思いましたが、違いますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 南国市が委託をしておりますのは、先ほど申し上げましたけれども、相談支援事業と地域活動支援センター事業がありまして、特定相談、これは障害福祉サービスを利用するに当たりまして、個別にこの方だったらこういうサポートが要るとか、そういう計画を立てるのが特定相談になりますけれども、そちらの特定相談についてはこの地域活動センターが独自に行っている事業でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ちょっと認識がなかったんですけども、特定相談については支援センター南国が独自にやっているという、今お答えがあったんですが、要請しているわけではなくって、よかれということでやってくださっているということですか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 市のほうで、事業者のほうから特定相談をやるということで、それについて認可はしておりますが、やるやらないにつきましては、事業所のほうからやっていただいているということでございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 本当にそれはありがたいことだと受け止めました。でも、やっぱり人が足りないんですよ、それをやるとね。

ひきこもりにおいても、8050が問題とされています。そんな現代ですけれども、精神に障害のある方もやっぱり御家庭にいらっしゃることが多いです。御家族も高齢となり、不安を感じている場合が多いと思いますが、相談支援が求められることと思います、そういう場合にね。その家族の方からじっくりと話を聞くという体制は、できていますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 障害者相談支援事業といたしましては、昨年8月から別の事業所に障害児の一般相談の委託を行いました。地域活動支援センター南国への委託につきましては、障害者の一般相談のみとなりましたので、このことにより将来的に障害児と障害者を分けることによりまして、相談件数の分散を図り、相談支援体制の充実が可能であると考えてお

ります。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 仕事量が減ったのでということだと思わなくても、現実には家族の方は様々なことを繰り返し聞いてほしいというような傾向があるように思われます。傾聴のためには時間が大変必要なんです。だから、人員が要ということなんです。別の方法でもそういうことができれば、傾聴ボランティアかなんかいうたらなかなか難しいと思わなくても、できたらいいなというふうにも思います。

精神障害者の家族の会としては、以前はこだまの会がございましたが、今は家族の会はどのようなになっていますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） こだまの会でございますけれども、以前は保健福祉センターで精神障害者の御家族の方が集まって定期的に会が開催されていたと聞いております。保健センターに確認しましたところ、平成30年に活動が全て終了したとのこと。

なお、高知県地域福祉部障害福祉課発行の障害福祉のしおりを確認したところ、県内には幾つかの障害者団体もしくは障害者の家族の団体はございました。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 結論的には南国市にはないということになるわけですね。

身体に障害のある方や知的障害の方々には、A型就労やB型就労などもあって、居場所の確保ができると思わなくても、精神障害の方はその中になじんでいないのではないかと感じております。実情はどうか、お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 議員がおっしゃるように、精神障害者の方で、その特性によりまして他の利用者とトラブルを起こしたり、ストレスを感じる人が多いので、就労が長続きしないという方は一定数はいらっしゃると思っております。

しかしながら、精神障害者の方でも努力して1か所で長いこと続けておられる方も多数いらっしゃいますので、一概になじまないとは言えないのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 就労継続支援におきましては、南国市の場合、A型就労はたしか2か所しかなく、ほとんどの方はB型就労となっております。場合によっては、B型就労のほうがいいと思われる方もおいでるかとは思いますが、働く一人の人間として、働きに対する対価は

健常者と同じであることが望まれると思います。

昨年は南国市にA型就労事業所を立ち上げたいと言ってくださる会社でしたが、適合する場所を用意することができずに、高知市になりました。高知県内のことではございませんが、福祉事業に力を入れているところでは、市長自ら場所の確保をしてから事業所に設置の要請をしているところもあります。今後、南国市はA型就労に対してどのような思いをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 議員のおっしゃるとおり、昨年本市に就労継続支援A型事業所の設立の相談がございました。残念ながらお探しの規模の事業所候補地を市内に見つけることができませんで、設立には至りませんでした。A型就労事業所につきましては、平均工賃もB型に比べ大幅に高く、事業として可能であればA型事業所をぜひ南国市内に造っていただきたいという思いは強く持っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための支援策は今後さらなる充実が求められると思いますので、なお一層の御尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明17日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時9分 延会